公募型企画競争公告

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和4年10月17日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター 院長 山口 博之

- 1 競争に付する事項
- (1)調達件名及び数量 給食業務委託 一式
- (2)委託内容、仕様等 公募型企画競争説明書及び仕様書等による。
- (3) 契約期間 会和5年4月1日 ~ 会和0年3月31月
- 令和5年4月1日 ~ 令和9年3月31日 (4)履行場所
- 独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター 栄養管理室
- (5) 選定方法

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。) 第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な見積 書を提出した応募者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、「給食業務 企画提案書」(以下、企画提案書という。)に対する評価と、見積価格によ る総合評価をもって得られた値が最も大きい応募者を第一交渉権者とする。 第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただ し、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなか った場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行なうこ とができる。

- (6) 見積書の作成方法
 - ① 見積金額については、(3)に定める履行期間に行う(1)件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。詳細については、公募型企画競争説明書を参照すること。
 - ② 応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。なお、提出する見積書には、公募型企画競争説明書に記載した指示に従い、内訳を記載すること。

- 2 競争に参加する者の必要資格等に関する事項
- (1) 契約細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐 人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、 同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格審査)において、「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 公募型企画競争説明書等に記載した応募資格をすべて満たす者であること。
- 3 企画提案書及び見積書等の提出方法等について
- (1) 企画提案書及び見積書の提出、プレゼンテーション及び公募型企画競争説明 書の交付場所及び問い合わせ先

 $\mp 739 - 2693$

広島県東広島市黒瀬町南方92

独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター

契約係 山本 紗也

TEL 0823-82-3000

ダイレクトイン 0823-82-3004 (内線:710)

FAX 0823-82-7352

(2) 公募型企画競争説明書交付期間

令和4年10月17日(月) \sim 令和4年10月31日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時00分~17時15分)

(3) 公募型企画競争説明会

公募型企画競争説明書交付時に随時実施

(4) 企画提案書及び見積書の受領期限

令和4年11月7日(月)17時15分

※郵送の場合は当日必着とする。

(5) 企画提案書、見積書の提出部数

企画提案書6部、見積書1部(通)を提出すること。

(6) プレゼンテーションの実施

令和4年11月 10日(木)(予定)

※日時等の詳細については、公募型企画競争説明書及び添付資料による。

(7) 見積書開封の日時及び場所

令和4年11月 17日(木) 10時00分

独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター

管理棟2階第2臨床研究室

- (8) 別添の公募型企画競争説明書 3. 応募資格について (2)、(3)、(4)、(5)を証する書類を企画提案書、見積書と伴に提出すること。
- 4 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 応募者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、企画提案書及び封印した見積書に、本公告及び公募型企画競争説明書に示した件名を履行できる応募資格を証明する書類を添付して、企画提案書及び見積書の受領期限までに提出しなければならない。応募者は、見積書開封日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 応募の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、または、応募者に求められる義務 を履行しなかった者の提出した企画提案書、プレゼンテーション及び見積書 は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約までに要する費用は、すべて各事業者の負担とする。
- (7) 詳細は公募型企画競争説明書及び仕様書等による。